

塩尻市

受動喫煙防止対策ガイドライン

令和2年9月発行
令和6年5月改正
塩 尻 市

目次

第1章 受動喫煙防止対策の必要性

- 1 受動喫煙とは P1
- 2 たばこの煙に含まれる有害物質 P1
- 3 喫煙による健康影響 P2

第2章 施設等における受動喫煙防止対策 P3

第3章 受動喫煙防止対策の推進

- 1 市の責務 P4
- 2 事業者の責務 P4
- 3 市民・保護者の責務 P5
- 4 禁煙の推進 P5

第4章 その他

- 1 改正健康増進法における義務内容及び義務違反時の対応について . . P6
- 2 喫煙エリアの標識義務 P6
- 3 関連情報 P6

第1章 受動喫煙防止対策の必要性

1 受動喫煙とは

受動喫煙とは、「人が他人の喫煙により、たばこから発生した煙にさらされること」です。

受動喫煙は、たばこを吸わない周囲の人々にも健康への悪影響を及ぼすことが科学的に明らかになっています。

2 たばこの煙に含まれる有害物質

たばこの煙には、5,300 種類の化学物質が含まれており、発がん性があると報告される物質も約 70 種類存在しています。

たばこの煙のうち、喫煙者が吸い込む煙を「主流煙」といい、喫煙者が吸って吐き出した煙を「呼出煙」といいます。また、火がついた部分から立ち上る煙のことを「副流煙」といいます。空気中には、呼出煙と副流煙が混ざって漂うことになります。

主流煙よりも副流煙にたくさんの有害化学物質が含まれています。

主流煙と比較した場合の副流煙に含まれる有害物質の含有量

一酸化炭素	3.4～21.4 倍	血液の酸素運搬能力が低下してしまい、酸素不足に陥ります。血管の動脈硬化を促進するともいわれています。
ニコチン	2.8～19.6 倍	化学物質としては毒物として指定されています。たばこの葉に含まれ、強い依存性があります。強い血管収縮作用があるため毛細血管を収縮させ血圧を上昇させます。
タール	1.2～10.1 倍	タール（たばこのヤニ）と称しています。このタールにはニコチンをはじめとする有害物質や発がん性物質が約 70 種類含まれています。

※市販たばこ 7 種類での最小値から最大値です。

加熱式たばこの煙には、ニコチンや発がん性物質などの有害物質が含まれています。たばこ葉やその加工品を電氣的に加熱し、発生させたニコチンを吸入するたばこ製品。紙巻たばこに比べて健康影響が少ないかどうかは、まだ明らかになっていません。

出典：厚生労働省 生活習慣病予防のための健康情報サイト

厚生労働省「喫煙と健康 喫煙の健康影響に関する検討会報告書」

厚生労働省 受動喫煙対策

3 喫煙による健康影響

喫煙者本人の影響

喫煙はがんをはじめ、脳卒中や虚血性心疾患などの循環器疾患、慢性閉塞性肺疾患（COPD）や結核などの呼吸器疾患、2 型糖尿病、歯周病など、多くの病気と関係しており、予防できる最大の死亡原因であることがわかっています。

因果関係を推定する証拠が十分（確実）：レベル 1（科学的証拠は、十分である）

- ・がん：肺、口腔・咽頭、喉頭、鼻腔・副鼻腔、食道、胃、肝、脾、膀胱、子宮頸部
- ・肺がん患者の生命予後悪化、がん患者の二次がん罹患、かきたばこによる発がん
- ・循環器の病気：虚血性心疾患、脳卒中、腹部大動脈瘤、末梢動脈硬化症
- ・呼吸器の病気：慢性閉塞性肺疾患（COPD）、呼吸機能低下、結核による死亡
- ・糖尿病：2 型糖尿病の発症
- ・その他：歯周病、ニコチン依存症、妊婦の喫煙による乳幼児突然死症候群（SIDS）、早産、低出生体重・胎児発育遅延

受動喫煙による健康影響

受動喫煙による肺がんのリスクは 1.28 倍、虚血性心疾患のリスクは 1.3 倍、脳卒中のリスクは 1.24 倍とされています。さらに受動喫煙は子供の呼吸器疾患や中耳炎、乳幼児突然死症候群を引き起こすことが指摘されています。また、妊婦やその周囲の人の喫煙によって低体重児や早産のリスクが上昇します。

成人の場合

因果関係を推定する証拠が十分（確実）：レベル 1（科学的証拠は、十分である）

- ・がん：肺がん
- ・循環器の病気：虚血性心疾患、脳卒中
- ・呼吸器への急性影響：臭気・鼻への刺激感

妊娠出産の場合

因果関係を推定する証拠が十分（確実）：レベル 1

- ・乳幼児突然死症候群（SIDS）

小児の場合

因果関係を推定する証拠が十分（確実）：レベル 1

- ・乳幼児突然死症候群（SIDS）、喘息の既往

出典：厚生労働省 生活習慣病予防のための健康情報サイト

第2章 施設等における受動喫煙防止対策

令和2年4月から、多くの方が利用するすべての施設において、原則屋内禁煙です。

第一種施設	受動喫煙を防止するための措置
病院・診療所等 ・病院、診療所、薬局 ・介護老人保健施設 ・あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師、柔道整復師がその業務を行う施術所 学校 ・幼稚園、小学校、中学校、高等学校 ・専門学校、各種学校（20歳未満の者が主として利用するものに限る。） 児童福祉施設 ・児童福祉施設 ・児童福祉法に規定する障害児通所支援事業（居宅訪問型児童発達支援若しくは保育所等訪問支援のみを行う事業又はこれらのみを行う事業を除く。）、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、一時預かり事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、病児保育事業の用に供する施設 ・認定こども園 行政機関の庁舎等 ・市役所、消防署、警察署等	敷地内禁煙 屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、喫煙場所を設置することができる。
第一種施設以外の多くの方が利用する施設 ※「多くの方が利用する施設」とは、2人以上の人が同時に、または入れ替わり利用する施設を指します。 【例】事務所・理美容店・ホテル・旅館	原則屋内禁煙 喫煙を認める場合は、喫煙専用室などの設置が必要
飲食店	原則屋内禁煙 喫煙を認める場合は、喫煙専用室などの設置が必要 ただし、既に営業している店舗のうち経営規模が小さい事業所が運営するものについては、経過措置として、一部または、全部を「喫煙可能室」とすることができます。喫煙可能室とする場合は、松本保健福祉事務所に届け出が必要です。

第3章 受動喫煙防止対策の推進

市では、平成31年3月に策定した「塩尻市受動喫煙防止対策基本方針」において、受動喫煙防止対策に関する基本的な考え方及び必要な事項を定めています。その中で受動喫煙防止対策を具体的に進めるために、ガイドラインを作成するとしています。

1 市の責務

(1) 受動喫煙防止のための施策を実施

受動喫煙による健康影響を未然に防止するための施策に取り組むとともに、喫煙や受動喫煙が健康に及ぼす悪影響についての市民理解を深めるため、普及啓発を図ります。

- ・小・中学校で喫煙防止教育を行い、喫煙及び受動喫煙が健康に及ぼす悪影響について、正しい知識の普及を行います。
- ・母子健康手帳発行の際、喫煙者に対して、喫煙が健康に及ぼす悪影響について、知識の普及を行います。
- ・その他必要な施策について、市民、多数の者が利用する施設の管理権原者その他の関係者と連携及び協力して実施します。

「管理権原者」とは、所有者等の施設等の設備の改修等を適法に行うことができる権原を有する者をいいます。また、「管理者」とは、管理権原者とは別に、事実上現場の管理を行っている者をいいます。

管理権原者・管理者には受動喫煙を防止するための責務があります。

(2) 公共施設の受動喫煙防止対策を徹底

市が設置・管理する施設（公共施設）において受動喫煙を生じさせないよう適切な措置を講じます。

2 事業者の責務

(1) 受動喫煙を生じさせない環境づくり

事業者の皆さんは、事業活動を行うに当たり、顧客や事業員等に対し、受動喫煙を生じさせないよう環境整備に取り組むことが求められます。

(2) 職場での受動喫煙防止対策を実施

職場での従業員に対する受動喫煙防止対策も事業者の皆さんの責務です。

改正健康増進法では、従業員を含む20歳未満の方を喫煙可能場所に立ち入らせたりしてはならないことと規定されており、必要に応じて勤務フロアやシフト、導線等を工夫することが求められます。

さらに、従業員を募集する際は、職場でどのような受動喫煙防止対策を講じているか明示する必要があります。

※詳しくは、厚生労働省ホームページ等で「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」をご確認ください。

3 市民・保護者の責務

(1) 他人に受動喫煙させない

市民の皆さんは、喫煙や受動喫煙が健康に及ぼす悪影響について理解を深めるとともに、他人に受動喫煙させないことが求められます。

(2) 公共の場所での喫煙は周囲に配慮

20歳未満の方や妊娠中の方、その他健康上の配慮が必要な方に対し、受動喫煙を生じさせないように、通学路、公園、その他の公共の場所での喫煙について配慮することが求められています。

(3) いかなる場所でも子どもに受動喫煙させない

保護者の方は、家庭や車内はもちろんのこと、屋内外のいかなる場所においても、20歳未満の方に対し受動喫煙を生じさせないことが求められます。

4 禁煙の推進

禁煙が難しいのは意思が弱いからではなく、ニコチンの強い依存性が原因です。どうしてもたばこをやめられない人は「ニコチン依存症」という病気なのです。まずは、禁煙外来を受診してみましょう。

自分ひとりではたばこをやめることが難しいという方が多く、禁煙外来を受診して、医師のサポートを受けることで効果的に禁煙をすることができます。

禁煙は医師への相談、禁煙補助薬の処方などにより続けていくことが大切です。

禁煙治療を受けられる医療機関は、塩尻市内に6か所あります。

ご自身や大切なご家族のために、禁煙への一歩を踏み出してみませんか。

市内の禁煙外来実施医療機関

医療機関名	住所	電話番号
横山内科医院	大門 3-3-15	0263-52-3181
こまくさ野村クリニック	広丘野村 2146	0263-51-1121
こしはら内科クリニック	広丘吉田 551-5	0263-86-5480
ときのクリニック	広丘原新田 215-3	050-3696-9696

第4章 その他

1 改正健康増進法における義務内容及び義務違反時の対応について

○改正健康増進法においては、以下の義務を課すこととしている。

【全ての者】

- 喫煙禁止場所における喫煙の禁止
- 紛らわしい標識の掲示
- 標識の汚損等の禁止

【施設等の管理権原者等】

- 喫煙禁止場所での喫煙器具、設備等の設置の禁止
- 喫煙屋内へ20歳未満の者を立ち入らせないこと 等

○義務に違反する場合については、県が、まずは「指導」を行うことにより対応する。
指導に従わない場合等には、義務違反の内容に応じて、県が勧告・命令等を行い、改善が見られない場合に限って、県が地方裁判所に通知し、罰則（過料）を適用する。

2 喫煙エリアの標識義務

喫煙エリア（屋内、屋外を含めたすべての喫煙室、喫煙設備）を設置した場合、標識の掲示が義務づけられています。

標識は、厚生労働省「なくそう！望まない受動喫煙」ホームページからダウンロードできます。

3 関連情報

◎厚生労働省 受動喫煙対策

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000189195.html>

◎厚生労働省 たばこと健康に関する情報ページ

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/tobacco/index.html

◎厚生労働省の最新たばこ情報

<http://www.health-net.or.jp/tobacco/front.html>

◎e-ヘルスネット 〔情報提供〕

（厚生労働省 生活習慣病予防のための健康情報サイト）

<https://www.e-healthnet.mhlw.go.jp/information/tobacco>